

札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例  
案

令和6年（2024年）11月28日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例

札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例（平成4年条例第67号）の一部を次のように改正する。

- (1) 別表1 清掃手数料の項中「130円」を「140円」に、「30円」を「36円」に改め、同表くみ取手数料の項中「350円」を「390円」に、「650円」を「800円」に改め、同表汚泥処分手数料の項中「130円」を「140円」に改め、同表焼却手数料の項中「200円」を「210円」に、「130円」を「140円」に改め、同表埋立手数料の項中「200円」を「210円」に改める。
- (2) 別表2中「200円」を「210円」に、「130円」を「140円」に、「第2条の4第5号へ」を「第2条の4第5号ト」に、「360円」を「380円」に改める。
- (3) 別表3中

「		「
	1件につき 18,000円	1件につき 18,700円
	1件につき 18,000円	1件につき 18,600円
	1件につき 15,000円	1件につき 15,600円
	1件につき 15,000円	1件につき 15,600円
	1件につき 15,000円	1件につき 15,000円
	1件につき 15,000円	1件につき 15,600円
	1件につき 2,400円	1件につき 2,600円
	1件につき 2,400円	1件につき 2,600円
」		」

に改める。

(4) 別表 4 中「130,000 円」を「132,300 円」に、「120,000 円」を「122,100 円」に、「28,000 円」を「29,000 円」に改める。

(5) 別表 7 中「28,000 円」を「29,000 円」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表 2 の改正規定(「第 2 条の 4 第 5 号へ」を「第 2 条の 4 第 5 号ト」に改める部分に限る。) 公布の日

(2) 別表 1 の改正規定(くみ取手数料の項及び汚泥処分手数料の項に係る部分を除く。)、別表 2 の改正規定(「第 2 条の 4 第 5 号へ」を「第 2 条の 4 第 5 号ト」に改める部分を除く。)及び附則第 3 項の規定 令和 8 年 1 月 1 日

##### (経過措置)

2 改正後の別表 1 くみ取手数料の項又は汚泥処分手数料の項の規定は、それぞれこの条例の施行の日以後に受ける処理の申込み又は同日以後の処分に係る手数料について適用し、同日前に受けた処理の申込み及び同日前の処分に係る手数料については、なお従前の例による。

3 改正後の別表 1 (くみ取手数料の項及び汚泥処分手数料の項を除く。)又は別表 2 (費用の額の欄に限る。)の規定は、令和 8 年 1 月 1 日以後の処理又は処分に係る手数料及び費用について適用し、同日前の処理及び処分に係る手数料及び費用については、なお従前の例による。

##### (理 由)

一般廃棄物処理手数料等を現状の経常経費等を踏まえた適正な額に改定するため、本案を提出する。